地元で勉強! 地元で受験!

令和2年度

「不動産コンサルティング技能試験」の受験対策として最適

教育講座 の開講日程と受講申込方法

平成15年10月に「静岡県不動産コンサルティング協議会」が設立され、県内で教育講座の開催が可能になりました。 また、静岡県不動産会館がコンサルティング技能試験の受験会場となっていますので、地元での受験が可能です。早速、 本年度の受験対策となる「基礎教育講座」の開講日程が決まりましたので、お知らせ致します。

こんな方におすすめ!

- コンサルティング技能試験 を受験したい
 - コンサルティング業務をやってみたい レベルアップして仕事の幅を広げたい





【基礎教育講座】とは・・・

不動産コンサルティング「基礎教育講座」は、各地方協議会が現に就業しているすべての宅地建物取引士を対象に実施するもので、不 動産コンサルティング業務の基礎的な知識・技能の向上を図ることを目的としています。【事業・実務】【建築・法律】 【税制・経済金融】 の 3コース(各1日)で構成されており、毎年11月に実施される「不動産コンサルティング技能試験」の受験対策として最適です。3コー スすべてを受講することが理想的ですが、選択受講も可能です。

《受講資格》 宅地建物取引士の方、コンサルティングの基礎を勉強したい従業者の方

《受講料》 各コースとも 16.000円 (テキスト代・昼食代・消費税 込み) のところ、受講促進 キャンペーンにつき 6,000 円引きの 10,000 円

《講座内容》 次の3コース(選択受講も可能)

コース名	事業·実務	建築·法律	税制·経済金融		
開講日	8月27日(木)	9月9日(水)	9月23日(水)		
時 間	各コースとも、10時~17時の予定(昼休み:12時~13時)				
会 場	静岡県不動産会館 2階 会議室(静岡市葵区鷹匠 3-18-16)				
申込〆切	8月24日(月)	9月4日(金)	4日(金) 9月17日(木)		

《**申込方法》** 次ページにより、FAX でお申し込み下さい。・・・ FAX (054) 245 - 9730

《ご 注 意》 「不動産コンサルティング技能試験」の受験には、別途申込み手続きが必要ですので、 お早めにお申し込み下さい。 (問合せ:(公財)不動産流通推進センター Tel 03-5843-2079)

《テキスト》 不動産流通推進センター発行の「不動産コンサルティング研修テキスト」3分冊を 使用します。受講料に含まれておりますので、別途購入する必要はありません。

FAX (054) 245-9730

静岡県不動産コンサルティング協議会 主催

令和2年度 不動産コンサルティング 基礎教育講座 受講申込書

令和2年___月___日

(1) 希望する欄に○を付け、受講料合計額を記入して下さい。3コースすべてを受講することが理想的ですが、選択受講も可能です。なお、複数のコースを受講する場合は、できるだけまとめてお申し込み下さい。

開講日	コース名	受講料(稅込)	受講希望に〇	※ 当方確認欄
8月27日(木)	事 業・実 務	10,000 円		
9月 9日(水)	建 築・法 律	10,000 円		
9月23日(水)	税制·経済金融	10,000 円		
計コース				
(金額はお間違いのないようご確認下さい。全3コース受講の場合、受講料の合計額は30,000円です)				

(2) 上記受講料の合計額を、次の指定口座にお振り込み下さい。(振込手数料は各自ご負担願います)

受講料振込先	しずおか焼津信用金庫 本店 (普)996058 静岡県不動産コンサルティング協議会 会長 宇野篤哉 (うの ぁつや)			
振込依頼人名 (法人名も可)				
振込依頼日	令和2年	月	日	

(3) 受講申込者について、もれなくご記入下さい。

現住所	〒 −	TEL ()	_	
		FAX ()	_	
(ふりがな) 受講者氏名	()	所有資格		物取引士 鑑定士 築士	
勤務先·商号					
事務所所在地	〒 –	TEL ()	_	
		FAX ()	_	
所属団体	静岡県宅建協会・全日協会静岡県本部・静岡県都市開発協会・	その他()

- 注) ① 受講料の入金確認後、追って「受講票」をお送りします。 (開講前日になっても届かない場合はご連絡下さい)
 - ② 講習当日の現金による受付は致しません。お手数ですが受講料は必ず振込みでお願い致します。
 - ③ 受講申込後に欠席の場合、準備の都合上、<u>申込〆切日以降は受講料の払い戻しを致しません</u>ので、予めご了承下さい。 ただし、テキストは後日送付させて頂きます。
 - ④ 昼食は、当協議会より弁当を支給します。
 - ⑤ 座席は「一人掛け」とし充分に間隔を空け、常に換気を行なうなど、新型コロナ感染防止対策を講じます。